

令和6年第2回

石川県議会定例会議案



## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	令和 6 年度石川県一般会計補正予算（第 1 号）	1
議案第 2 号	令和 6 年度石川県水道用水供給事業会計補正予算（第 1 号）	13
議案第 3 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	15
議案第 4 号	石川県職員定数条例の一部を改正する条例について	17
議案第 5 号	石川県税条例等の一部を改正する条例について	19
議案第 6 号	本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例及び過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	25
議案第 7 号	石川県国民健康保険条例の一部を改正する条例について	27
議案第 8 号	石川県手数料条例及び石川県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例について	29
議案第 9 号	いしかわ動物愛護センター条例について	31
議案第 10 号	石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例について	35
議案第 11 号	損害賠償額の決定について	37
議案第 12 号	損害賠償額の決定について	39
報告第 1 号	令和 5 年度石川県一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の報告について	41
報告第 2 号	石川県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	49
報告第 3 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	53
報告第 4 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	55
報告第 5 号	令和 5 年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について	57
報告第 6 号	令和 5 年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について	81
報告第 7 号	令和 5 年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書について	87
報告第 8 号	令和 5 年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について	89
報告第 9 号	令和 5 年度石川県立中央病院事業会計予算繰越計算書について	91
報告第 10 号	令和 5 年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書について	93
報告第 11 号	令和 5 年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について	95



## 議案第 1 号

### 令和 6 年度石川県一般会計補正予算(第 1 号)

令和 6 年度の石川県一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,203,448千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,184,334,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 6 年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 5 月 28 日 提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和6年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 154,295,000	千円 2,000,000	千円 156,295,000
	1 地方交付税	154,295,000	2,000,000	156,295,000
7 分担金及び金		2,239,844	1,050,313	3,290,157
	1 分担金	176,927	52,714	229,641
	2 負担金	2,062,917	997,599	3,060,516
8 使用料及び料		7,161,180	90,182	7,251,362
	1 使用料	5,463,035	88,182	5,551,217
	2 手数料	1,698,145	2,000	1,700,145
9 国庫支出金		441,727,252	19,456,409	461,183,661
	1 国庫負担金	390,234,008	5,041,050	395,275,058
	2 国庫補助金	50,357,481	14,415,359	64,772,840
10 財産収入		533,637	2,000	535,637
	2 財産売払収入	309,177	2,000	311,177
12 繰入金		14,072,430	8,505,863	22,578,293
	2 基金繰入金	14,012,446	8,505,863	22,518,309
14 諸収入		61,170,556	16,543,681	77,714,237
	3 貸付金元利収入	45,048,755	30,000	45,078,755
	4 受託事業収入	5,254,548	14,625,000	19,879,548
	6 雑収入	6,871,473	1,888,681	8,760,154
15 県債		188,068,000	26,555,000	214,623,000

議案第一号 令和六年度石川県一般会計補正予算 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県 債	千円 188,068,000	千円 26,555,000	千円 214,623,000
歳 入	合 計	1,110,131,000	74,203,448	1,184,334,448

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		96,836,614	1,138,300	97,974,914
	1 総務管理費	13,993,063	1,007,800	15,000,863
	5 防災救助費	4,679,089	130,500	4,809,589
3 復旧・復興費		179,505,109	716,400	180,221,509
	1 復旧・復興費	179,505,109	716,400	180,221,509
4 企画振興費		5,956,511	226,758	6,183,269
	1 企画振興費	5,956,511	226,758	6,183,269
5 文化観光スポーツ費		12,444,189	8,493,775	20,937,964
	1 文化スポーツ費	5,152,881	8,400,775	13,553,656
	2 観光費	7,291,308	93,000	7,384,308
6 健康福祉費		92,605,050	5,043,943	97,648,993
	1 高齢者福祉費	36,894,131	1,543,863	38,437,994
	2 子育て福祉費	17,385,120	283,398	17,668,518
	3 障害福祉費	12,833,853	878,549	13,712,402
	4 地域福祉費	13,472,886	1,370,553	14,843,439
	5 健康推進費	5,730,506	288,549	6,019,055
	7 医薬看護費	5,983,857	679,031	6,662,888
7 生活環境費		4,916,383	238,803	5,155,186
	1 環境費	4,018,947	223,803	4,242,750
	2 県民生活費	897,436	15,000	912,436
8 商工労働費		38,418,408	2,389,970	40,808,378
	1 商工費	36,802,934	2,156,101	38,959,035



款	項	補正前の額	補正額	計
	2 労働費	1,530,476	233,869	1,764,345
<b>9 農林水産業費</b>		<b>32,618,931</b>	<b>6,833,409</b>	<b>39,452,340</b>
	1 農業費	17,577,417	145,130	17,722,547
	2 畜産業費	956,207	209,974	1,166,181
	3 農地費	6,901,348	4,850,622	11,751,970
	4 林業費	5,188,622	849,159	6,037,781
	5 水産業費	1,995,337	778,524	2,773,861
<b>10 土木費</b>		<b>47,585,030</b>	<b>16,230,832</b>	<b>63,815,862</b>
	2 道路橋りょう費	28,228,804	9,263,055	37,491,859
	3 河川海岸費	8,478,565	3,388,725	11,867,290
	4 港湾費	2,676,649	1,765,436	4,442,085
	5 都市計画費	6,009,310	1,429,113	7,438,423
	6 建築住宅費	1,541,537	384,503	1,926,040
<b>11 警察費</b>		<b>24,721,384</b>	<b>1,120,790</b>	<b>25,842,174</b>
	1 警察管理費	23,288,947	353,894	23,642,841
	2 警察活動費	1,432,437	766,896	2,199,333
<b>12 教育費</b>		<b>104,069,294</b>	<b>415,668</b>	<b>104,484,962</b>
	1 教育総務費	13,501,714	134,148	13,635,862
	3 高等学校費	22,137,505	211,479	22,348,984
	4 特別支援学校費	14,396,713	10,717	14,407,430
	5 社会教育費	918,010	52,924	970,934
	6 保健体育費	226,555	6,400	232,955
<b>13 災害復旧費</b>		<b>388,079,213</b>	<b>31,354,800</b>	<b>419,434,013</b>

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県有施設災害復旧費	3,994,676	7,666,741	11,661,417
	2 健康福祉施設 災害復旧費	4,843,000	80,000	4,923,000
	3 農林水産業施設 災害復旧費	42,289,812	15,114,711	57,404,523
	4 土木施設災害復旧費	336,859,803	7,205,250	344,065,053
	5 教育施設災害復旧費	91,922	1,288,098	1,380,020
歳 出 合 計		1,110,131,000	74,203,448	1,184,334,448

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和6年度道路建設費	自 令和7年度 至 令和9年度	9,070,000 <sup>千円</sup>	自 令和7年度 至 令和9年度	9,550,000 <sup>千円</sup>
令和6年度道路整備費	令和7年度	1,300,000	令和7年度 令和8年度	2,400,000
令和6年度公営住宅建設費	令和7年度	773,000	令和7年度	929,000
令和6年度農業農村整備事業費			令和7年度	523,000
令和6年度耕地災害復旧事業費			令和7年度 令和8年度	1,300,000
令和6年度土木施設災害復旧費			令和7年度	500,000
令和6年度公園整備費			令和7年度	1,350,000
令和6年度諸施設災害復旧費			令和7年度	437,000

議案第一号 令和六年度石川県一般会計補正予算 債務負担行為

第3表 地方債補正

起債の目的	前			後		
	補 限度額 千円	起債の方法	償還の方法	補 限度額 千円	起債の方法	償還の方法
文化振興費	95,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借入先が償還することができ、若しくは換える。	8,095,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借入先が償還することができ、若しくは換える。
スポーツ振興費	180,000			452,000		
児童福祉費	29,000			63,000		
子ども交流センター費	1,000			76,000		
自然環境費	37,000			56,000		
工業試験場費	36,000			317,000		
農業総務費	40,000			53,000		
農業農村整備事業費	838,000			1,780,000		
農地防災事業費	307,000			503,000		
国直轄土地改良事業費 負担金	586,000			1,467,000		
林道費	259,000			305,000		
治山費	341,000			662,000		
国直轄治山事業費負担金	46,000			78,000		

水産業振興費	59,000				531,000
漁港建設費	71,000				82,000
道路建設費	5,896,000				7,932,000
道路整備費	2,859,000				4,665,000
国直轄道路事業費負担金	2,081,000				3,567,000
河川改良費	2,036,000				2,548,000
国直轄河川事業費負担金	424,000				524,000
河川総合開発事業費	57,000				68,000
河川整備費	119,000				165,000
砂防地すべり対策費	657,000				1,439,000
国直轄砂防事業費負担金	473,000				654,000
砂防施設すべり防備費	73,000				130,000
海岸保全費	201,000				323,000
国直轄海岸事業費負担金	192,000				287,000
港湾管理費	369,000				664,000

起債の目的	補正			補前			補正			補後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	償還の方法	利率	起債の方法	償還の方法	利率	起債の方法
港湾改良費	295,000					686,000						
国直轄港湾事業費負担金	380,000					720,000						
街路事業費	465,000					542,000						
都市計画整備費	8,000					21,000						
公園整備費	449,000					872,000						
公営住宅建設費	167,000					369,000						
警察施設費	113,000					302,000						
運転免許費	2,000					55,000						
交通指導取締費	216,000					691,000						
高等学校整備費	691,000					713,000						
諸施設災害復旧費	1,318,000					5,012,000						
健康福祉施設災害復旧費	986,000					1,010,000						
国直轄災害復旧費負担金	34,188,000					34,961,000						
林地荒廃防止施設災害復旧事業費	2,452,000					2,697,000						

財産管理費	245,000						250,000	
青少年対策費							62,000	
商工振興費							3,000	
建築指導費							14,000	
農林水産業施設等 災害復旧事業費							273,000	
一般管理費							153,000	
<b>計</b>	<b>188,068,000</b>						<b>214,623,000</b>	





## 議案第2号

## 令和6年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和6年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和6年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
固定資産改良費	795,570千円	15,000千円	810,570千円
送水施設建設改良事業費	5,240,000千円	2,615,000千円	7,855,000千円
(うち債務負担行為額)	1,200,000千円	1,100,000千円	2,300,000千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款 資本的収入		4,548,000千円	1,530,000千円	6,078,000千円
第1項 企業債		4,548,000千円	1,530,000千円	6,078,000千円
支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款 資本的支出		6,979,048千円	1,530,000千円	8,509,048千円
第1項 建設改良費		4,548,570千円	1,530,000千円	6,078,570千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

事 項	期 間	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限度額	期 間	限度額
送水施設建設改良事業費	令和7年度		1,200,000千円	令和7年度 令和8年度	2,300,000千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表中

固定資産改良費	508,000
送水施設建設改良費	4,040,000

を

固定資産改良費	523,000
送水施設建設改良費	5,555,000

に改める。

令和6年5月28日提出

石川県知事 馳 浩

## 議案第三号

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年五月二十八日提出

石川県知事 馳 浩

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十二年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第十号中「本庁農林水産部若しくは土木部又は農林水産部若しくは土木部の出先機関に勤務する」、「豪雨等」及び「及び知事がこれらの作業に相当すると認める作業」を削り、同条第二項第七号（）中「七百十円」の下に「（大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）」を加え、同号（三）を削り、同項第八号中「額」の下に「（大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、職員が次の各号に掲げる場合に該当する場合における第一項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 1 同一の日に第一項第一号から第六号までに掲げる二以上の作業に従事した場合 作業一日につき五百円を超えない額
- 2 同一の日に第一項第十号及び第十一号に掲げる作業に従事した場合 作業一日につき、当該作業のうちいずれか高い額の定めのある作業に応じた額

第十三条第一項ただし書を削り、同項第一号を次のように改める。

- 1 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺における遭難者等の捜索救助、災害警備その他の危険又は困難を伴う救援等（以下「遭難者等の捜索救助等」という。）の作業

第十三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項第一号を次のように改める。

- 1 前項第一号に掲げる作業 八百四十円（大規模な災害として知事が定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、千八十円）

第十三条第二項第二号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「第四号」を「第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、警察職員が、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づき設定された警戒区域（知事がこれに準ずると認める地域を含む。）における作業又は二日以上引き続き期間における人命救助の作業に従事した場合における第一項第一号の手当の額は、前項第一号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額とする。

附則第十一項中「同条第二項第一号の規定の適用については、同号中「八百四十円」とあるのは、「八百四十円」を「遭難救助等作業手当の額は、同条第二項第一号の規定にかかわらず、同号に定める額」に、「額」を「額」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和六年一月一日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

- 2 新条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、新条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

#### 提案理由

国における支給状況を考慮して、特殊勤務手当の見直しを行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第四号

### 石川県職員定数条例の一部を改正する条例について

石川県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年五月二十八日提出

石川県知事 馳 浩

### 石川県職員定数条例の一部を改正する条例

石川県職員定数条例（昭和二十四年石川県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「千百三十六人」を「千二百九十一人」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の一項を加える。

（令和六年能登半島地震に係る知事の事務部局の職員の定数の特例）

- 令和六年能登半島地震からの復旧及び復興に係る業務に従事させるため、知事の事務部局の職員の定数は、第二条第一項第一号の規定にかかわらず、当分の間、同号に定める数に二百人を加えた数とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

令和六年能登半島地震からの復旧及び復興を推進するとともに、県営病院の医療体制を充実するため、職員定数を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第五号

石川県税条例等の一部を改正する条例について

石川県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年五月二十八日提出

石川県知事 馳 浩

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「質問し、又は検査を行なう」を「質問、検査又は物件(その写しを含む。以下この条において同じ。)の提示若しくは提出の要求を行う」に、「質問し、又は検査若しくは捜索を行なう」を「質問、検査、物件の提示若しくは提出の要求又は捜索を行う」に、「においては、」を「には」に、「調査を行なう場合においては」を「調査を行う場合には」に改める。

第五十七条第一項中「第二十一条の七」を「第二十一条の八」に、「によつて」を「により」に改める。

第四百四十四条の十一第二項中「第十一条の九第二項」を「第十一条の十第二項」に改める。

附則第七条第七項中「附則第十三条の三第十項」を「附則第十三条の三第十二項」に改める。

附則第九条の三第二項中「附則第十八条の七」を「附則第十八条の七第一項」に改める。

附則第九条の四第一項中「(第四項)」を「(法附則第三十五条の四の二第四項)」に、「同条第四項」を「法第四十五条の二第四項」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第四項中「第十五項」を「第十七項」に改める。

附則第十条の二の二を附則第十条の二の三とし、附則第十条の二を附則第十条の二の二とし、附則第十条の次に次の一条を加える。

(事業税の納税義務者等の特例)

第十条の二 第五十五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号ロ中「一億円以下のもの」とあるのは、「一億円以下のもの(前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額(法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令附則第六条に規定する金額をいう。)が十億円を超えるものを除く。)」とする。

附則第十二条の四第一項の表第一号中「船舶の使用者」を「船舶(令附則第十条の二の二第一項に規定する船舶を除く。)の使用者」に改め、同表第二号中「附則第十条の二の二第一項各号」

を「附則第十条の二の二第二項各号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「まで」との下に「、第五百三十一条の十二中「国の行政機関の長」とあるのは「国の行政機関の長又は附則第十二条の四第一項の表第二号に規定するオーストラリア軍隊」とを加え、同条第五項中「附則第十条の二の二第十一項」を「附則第十条の二の二第十二項」に改める。

附則第二十条の二を削る。

第二条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

第四十一条の二中「及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「から第四号までに掲げる寄附金及び」に改め、同条第二号を次のように改める。

一 公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）第六条又は附則第四条第一項の規定により知事の認可を受けた同法第二条第一項第一号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第五十五条第一項第一号ロ中「並びにこれらの法人」を「（以下ロにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の下に「（所得等課税法人以外の法人のうち法第七十二条の二第一項第一号ロ(1)及び(2)に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加える。

第六十七条の二第一項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第二条の二第一項中「第十項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に、「法人を」を「者を」に、「以下この条」を「次項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用を受ける公益法人等が租税特別措置法第四十条第一項第二号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が二以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）を前項に規定する個人とみなして同項の規定を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課する同項に規定する財産に係る県民税の所得割については、当該主宰受託者以外の受託者は、その県民税の所得割について、連帯納付の責めに任ずる。

附則第十条の二の三を附則第十条の二の四とし、附則第十条の二の二を附則第十条の二の三とし、附則第十条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（事業税の納税義務者等の特例）」を付し、同条中「附則第六条」を「附則第五条の七」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の二の二 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に法附則第八条の三の四第一項に規定する認定特別事業再編事業者が、同項に規定する特別事業再編のための措置（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十八項第三号、第四号及び第六号に掲げる措置に限る。）として他の法人の株式若しくは出資の取得をし、



又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日（以下この条において「取得等の日」という。）以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係がある場合（その取得又は譲受けに係る対価の額が百億円を超える金額又は一億円に満たない金額である場合を除く。）において、当該他の法人（以下この条において「対象法人」という。）及び法附則第八条の三四第一項に規定する五年以内株式等取得等法人（以下この条において「五年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第五十五条第一項の規定の適用については、対象法人又は五年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後五年を経過する日を含む事業年度（産業競争力強化法第二十四条の三第二項又は第三項の規定により同法第二十四条の二第一項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第五十五条第一項第一号口中「掲げる法人に該当するもの」とあるのは、「掲げる法人に該当するもの（附則第十条の二の二に規定する対象法人及び同条に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

（石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 石川県税条例の一部を改正する条例（平成十九年石川県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）附則第四条第一項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中石川県税条例第百四十四条の十一第一項の改正規定 令和七年一月一日

二 第一条中石川県税条例第五十七条第一項の改正規定並びに同条例附則第十条の二の二を附則第十条の二の三とし、附則第十条の二を附則第十条の二の二とし、附則第十条の次に一条を加える改正規定並びに同条例附則第十二条の四第一項及び第五項の改正規定並びに附則第三項、第四項、第八項及び第九項の規定 令和七年四月一日

三 第二条（次号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五項及び第六項の規定 令和八年四月一日

四 第二条中石川県税条例第六十七条の二第一項の改正規定及び第三条の規定並びに附則第七項の規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

五 第二条中石川県税条例第四十一条の二の改正規定並びに同条例附則第二条の三第一項及び第二項の改正規定並びに次項の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における前項第五号に掲げる規定による改正後の石川県税条例第四十一条の二の規定の適用については、同条中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。
- （法人の事業税に関する経過措置）
- 3 第一条の規定による改正後の石川県税条例（次項及び附則第八項において「七年新条例」という。）附則第十条の二の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（以下「二号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、二号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 4 二号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（令和六年三月三十日（以下この項において「適用日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について第一条の規定による改正前の石川県税条例（附則第九項において「旧条例」という。）第五十五条第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであって、適用日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、適用日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る七年新条例附則第十条の二の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和六年三月三十日を含む事業年度の開始の日の前日から石川県税条例等の一部を改正する条例（令和六年石川県条例第 号）附則第四項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。
- 5 第二条の規定による改正後の石川県税条例（次項において「八年新条例」という。）第五十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに附則第十条の二及び第十條の二の二の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 6 八年新条例第五十五条第一項第一号ロ（八年新条例附則第十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。以下この項及び次項において「改正法」という。）第三条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二第一項第一号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する改正法附則第八条第二項に規定する令和八年度分基準法人事業税額（以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、改正法附則第八条第二項に規定する比較法人事業税

額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する改正法附則第八条第二項に規定する令和九年度分基準法人事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

（地方消費税に関する経過措置）

- 7 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の石川県税条例第六十七条の二第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に効力が生ずる改正法附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十二条の八十第一項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第四条第一項に規定する移行認可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 8 七年新条例附則第十二条の四第一項（同項の表第一号に係る部分に限る。）の規定は、二号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、二号施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 9 二号施行日前に旧条例附則第十二条の四第二項において準用する旧条例第百三十一条の十第一項に規定する免税軽油使用者証又は旧条例第百三十一条の十一第一項の規定により交付を受けた免税証（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十七号）による改正後の地方税法施行令（昭和二十五年政令第百四十五号）附則第十条の二の二第二項に規定する船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係るものに限る。）に係る旧条例附則第十二条の四第二項において準用する旧条例第百三十一条の十第四項又は第百三十一条の十一第八項に規定する有効期間が二号施行日以後に満了する場合には、これらの規定にかかわらず、当該有効期間は令和七年三月三十一日に満了したものとみなす。

#### 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、法人事業税における外形標準課税の適用対象法人の見直し等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第六号

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例及び過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例及び過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年五月二十八日提出

石川県知事 馳 浩

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例及び過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第二条 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。」の下に「及び特定業務児童福祉施設(同号に規定する特定業務児童福祉施設をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、「及び当該特定業務施設」を「並びに当該特定業務施設及び当該特定業務施設に係る特定業務児童福祉施設」に改める。

第二条中「特定業務施設の用」を「特定業務施設及び特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用」に改め、同条第一号中「特別償却設備を」を「特別償却設備(特定業務施設の用に供するものに限る。以下この号において同じ。)を」に改める。

(過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第三条 過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例(令和三年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の規定及び第三条の規定による改正後の過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する

議案第六号  
本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例及び過疎地域の持続的発展の支援のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

る条例の規定は、令和六年四月一日から適用する。

- 3 第二条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和六年四月十九日から適用する。

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第二条の規定による改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例第二条の規定は、令和六年四月十九日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令等の一部改正に伴い、県税の課税の特例措置の適用期限の延長等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第七号

石川県国民健康保険条例の一部を改正する条例について

石川県国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年五月二十八日提出

石川県知事 馳 浩

石川県国民健康保険条例の一部を改正する条例

石川県国民健康保険条例（平成二十九年石川県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





議案第八号

石川県手数料条例及び石川県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例について

石川県手数料条例及び石川県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年五月二十八日提出

石川県知事 馳 浩

石川県手数料条例及び石川県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例

(石川県手数料条例の一部改正)

第一条 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表七の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改め、同項1中「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項2中「第十条第五項」を「第六条第三項」に、「大麻取扱者名簿」を「大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項3中「第十条第六項」を「第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

(石川県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第二条 石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年石川県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を削り、同項第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「同条第四号」を「(同条第二項の規定により麻薬とみなされる物を含む。)、同条第一項第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第一項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

第十条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

第十五条第一項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

第十六条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

麻薬及び向精神薬取締法の一部改正により、大麻等が麻薬の一つに位置付けられたこと等に伴い、関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第九号

### いしかわ動物愛護センター条例について

いしかわ動物愛護センター条例を次のように制定する。

令和六年五月二十八日提出

石川県知事 馳 浩

### いしかわ動物愛護センター条例

#### (設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定により、県民の動物の愛護に関する精神の高揚及び動物の適正な飼養に関する知識の普及を図り、人と動物の共生する社会の実現に寄与するため、いしかわ動物愛護センター（以下「センター」という。）を河北郡津幡町に設置する。

#### (使用の承認)

第二条 別表に掲げる施設（以下「ドッグラン等」という。）を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、ドッグラン等を使用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、前項の承認をしないことができる。

- 1 センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 2 センターの管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### (使用料)

第三条 知事は、前条第一項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）から、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、知事は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

#### (使用料の減免)

第四条 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

#### (使用料の不返還)

第五条 既納の使用料は、返還しない。ただし、知事が返還することを相当と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

#### (使用権の譲渡等の禁止)

第六条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第七条 知事は、使用者が次のいずれかに該当するときは、第二条第一項の承認を取り消し、又はドッグラン等の使用を停止させることができる。

- 一 偽りその他不正の手段により第二条第一項の承認を受けたとき。
- 二 第二条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 承認の条件に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- 四 前条の規定に違反したとき。

2 知事は、センターの管理上の必要によりやむを得ないときは、第二条第一項の承認を取り消し、又はドッグラン等の使用を停止させることができる。

(損害賠償)

第八条 知事は、使用者がセンターの施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償させることができる。

(規則への委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第二条、第三条関係)

区 分		単 位	金 額
一 ドッグラン	専用使用に供する部分	犬の数が五頭以下で使用する場合	一時間につき 1,000円
		犬の数が六頭以上で使用する場合	一時間につき 1,000円に五頭を超える犬の数に200円を乗じて得た金額を加算した金額
	共同使用に供する部分	一頭一時間につき	300円
二 研修室	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日	午前	1,500円
		午後	2,000円
		全日	4,000円
	その他の日	午前	1,200円
		午後	1,600円
		全日	3,200円

備考

- 一 「午前」とは午前九時から正午まで、「午後」とは午後一時から午後五時まで、「全日」とは午前九時から午後五時までをいう。

二 一の項に掲げる施設の使用時間に一時間未満の端数があるとき、又はその全時間が一時間未満であるときは、その端数時間又は全時間を一時間に切り上げる。

三 一の項に掲げる施設の使用時間が午前、午後又は全日の時間に満たないときの使用料は、当該午前、午後又は全日の使用料とする。

四 一の項に掲げる施設の使用時間が正午から午後一時までのときは、午後の使用料を時間割して計算した額を使用料に加算する。この場合において、加算の対象となる使用時間が一時間未満であるときは、全時間を一時間に切り上げる。

#### 提案理由

県民の動物の愛護に関する精神の高揚及び動物の適正な飼養に関する知識の普及を図り、人と動物の共生する社会の実現に寄与するため、いしかわ動物愛護センターを設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



議案第十号

石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例について

石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和六年五月二十八日提出

石川県知事 馳 浩

石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例を廃止する条例

石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例（令和二年石川県条例第三十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から五類感染症に改められ、令和五年度をもって基金活用事業が終了したことに伴い、石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金を廃止する。これが、この条例案を提出する理由である。





議案第11号

損害賠償額の決定について

金沢競馬場で発生した照明消灯事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和6年5月28日提出

石川県知事 馳 浩

- 1 相手方 
- 2 賠償額 3,306,805円
- 3 賠償責任発生の事実等

令和5年11月19日午後5時12分頃、金沢競馬場において発生した照明消灯事故について、損害賠償金を支払うもの



議案第12号

損害賠償額の決定について

令和6年1月13日発生の事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和6年5月28日提出

石川県知事 馳 浩

- |              |         |
|--------------|---------|
| 1 相手方        | ■■■■■   |
| 2 賠償額        | 95,546円 |
| 3 賠償責任発生の事実等 |         |

令和6年1月13日午後2時30分頃、主要地方道金沢市高松地内において、強風により飛ばされたカラーコーンに■■■■■の運転する■■■■■所有の普通乗用自動車と衝突し、同車に損害を与えたもの



## 報告第1号

### 令和5年度石川県一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和6年5月28日提出

石川県知事 馳 浩

#### 専決第9号

令和5年度石川県一般会計補正予算（第8号）

令和5年度の石川県一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,397,850千円を追加し、歳入歳出それぞれ859,325,138千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第2表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

令和6年3月31日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

第1表 令和五年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

△印 減

歳 入	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1 県	税		158,064,746	4,207,010	162,271,756
	1 県	民 税	48,039,600	1,268,809	49,308,409
	2 事	業 税	40,014,746	2,972,479	42,987,225
	3 地	方 消 費 税	36,800,000 △	491,023	36,308,977
	4 不 動 産 取 得 税		2,540,000	113,413	2,653,413
	8 自 動 車 税		18,380,000	343,332	18,723,332
3 地	方 譲 与 税		23,340,000	157,733	23,497,733
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税		21,300,000	56,129	21,356,129
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税		1,710,000	88,513	1,798,513
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税		70,000 △	3,406	66,594
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税		189,000	12,586	201,586
	5 森 林 環 境 譲 与 税		60,000	2,596	62,596

	6 航空機燃料譲与税	11,000	1,315	12,315
4 地方特例交付金		750,000	61,751	811,751
	1 地方特例交付金	750,000	61,751	811,751
5 地方交付税		144,426,904	8,717,430	153,144,334
	1 地方交付税	144,426,904	8,717,430	153,144,334
6 交通安全対策特別交付金		220,000	6,171	226,171
	1 交通安全対策特別交付金	220,000	6,171	226,171
11 寄附金		2,627,979	1,231,755	3,859,734
	1 寄附金	2,627,979	1,231,755	3,859,734
12 繰入金		18,146,478 △	2,060,000	16,086,478
	2 基金繰入金	18,071,929 △	2,060,000	16,011,929
15 県債		133,415,000	76,000	133,491,000
	1 県債	133,415,000	76,000	133,491,000
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>846,927,288</b>	<b>12,397,850</b>	<b>859,325,138</b>

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		175,315,376	12,397,850	187,713,226
	1 総務管理費	14,620,048	12,397,850	27,017,898
歳出	合計	846,927,288	12,397,850	859,325,138



第2表 地方債補正

起債の目的	補			正			前			補			正			後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	償還の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
知的障害者福祉費	32,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式で行った後、当該利率)	借入ただし、償還は繰上償還ができる。	借入ただし、償還は繰上償還ができる。	普通貸借又は証券発行	31,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式で行った後、当該利率)	借入ただし、償還は繰上償還ができる。	借入ただし、償還は繰上償還ができる。	普通貸借又は証券発行	31,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式で行った後、当該利率)	借入ただし、償還は繰上償還ができる。	借入ただし、償還は繰上償還ができる。	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直しの式で行った後、当該利率)	借入ただし、償還は繰上償還ができる。
薬事衛生指導費	1,010,000						1,021,000						1,021,000							
障害福祉総務費	1,000																			
自然環境費	43,000						42,000						42,000							
林道費	524,000						523,000						523,000							
治山費	1,037,000						1,023,000						1,023,000							
水産業振興費	600,000						596,000						596,000							
漁港建設費	419,000						415,000						415,000							
道路建設費	11,372,000						11,512,000						11,512,000							
道路整備費	4,919,000						4,988,000						4,988,000							
国直轄道路事業費負担金	4,435,000						4,436,000						4,436,000							
河川改良費	5,272,000						5,267,000						5,267,000							
河川総合開発事業費	274,000						272,000						272,000							

起債の目的	補前			正後		
	限度額 千円	起債の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	償還の方法
河川整備費	626,000			624,000		
砂防地すべり対策費	2,344,000			2,337,000		
砂防地すべり防備費	349,000			344,000		
国直轄港湾事業費負担金	1,426,000			1,367,000		
街路事業費	681,000			677,000		
都市計画整備費	28,000			27,000		
公園整備費	844,000			843,000		
警察施設費	281,000			280,000		
林道災害復旧事業費	23,000			22,000		
漁港災害復旧事業費	471,000			470,000		
土木施設災害復旧費	17,597,000			17,593,000		
国直轄災害復旧費負担金	10,372,000			10,371,000		
県単土木災害復旧費	21,582,000			21,580,000		
諸施設災害復旧費	1,510,000			1,472,000		

県単港湾災害復旧費	500,000					450,000		
財産管理費	348,000					346,000		
交通対策費	10,834,000					10,825,000		
歳入欠かん費						76,000		
計	133,415,000					133,491,000		

第3表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額 千円	補正額 千円	計
2 総務費	5 防災救助費		6,918,560	15,999,592	22,918,152
		令和6年能登半島地震災害救助事業費	6,841,400	15,999,592	22,840,992
<b>合 計</b>			<b>217,660,553</b>	<b>15,999,592</b>	<b>233,660,145</b>

報告第2号

石川県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和6年5月28日提出

石川県知事 馳 浩

専決第八号

石川県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例について

石川県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年三月三十日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

石川県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

（石川県税条例の一部改正）

第一条 石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第二号から第四号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第五号中「によつて」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

附則第十一条第一項並びに第十二条の四第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十六条第一項及び第二項並びに第十七条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）

第二条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和二十七年石川県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条中「及び」を「、」に、「第四百四十四条の八」を「第四百四十四条の九」に、「によつて」を「により」に、「証紙徴収」を「普通徴収」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の規定により徴収する自動車税の種別割の納期は、県税条例第四百四十四条の八第一項の規定にかかわらず、毎年五月中とする。ただし、特別の事情がある場合には、知事が別に定める期間とする。

3 新規登録の申請があつた第一項に掲げる自動車について地方税法第七十七条の十第一項の

規定により課する自動車税の種別割は、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法により徴収する。

- 4 前項の規定による自動車税の種別割の納税者は、第二項の規定にかかわらず、前項の納税義務が発生した月の翌月の末日までに、県税条例第百四十四条の十第一項の規定により提出すべき申告書に石川県証紙条例（昭和二十九年石川県条例第二十四号）に基づき県が発行する証紙（以下「証紙」という。）を貼り、又は当該証紙に代えて、証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させることによりその税金を納付しなければならない。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

##### （個人の県民税に関する経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の石川県税条例第四十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

##### （自動車税に関する経過措置）

- 3 第二条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例第三条の規定は、令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。





## 報告第3号

### 損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和6年5月28日提出

石川県知事 馳 浩

#### 専決第1号

損害賠償額の決定について

令和5年12月14日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和6年5月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

- |   |           |         |
|---|-----------|---------|
| 1 | 相手方       | ■■■■■   |
| 2 | 賠償額       | 80,615円 |
| 3 | 賠償責任発生の事実 |         |

令和5年12月14日午後5時10分頃、金沢市藤江北一丁目393番地先路上において、警務課課長補佐木下謙太郎の運転する普通乗用自動車と停車中の■■■■の運転する原動機付自転車と衝突し、同車に損害を与えたもの



## 報告第4号

### 損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和6年5月28日提出

石川県知事 馳 浩

#### 専決第2号

##### 損害賠償額の決定について

令和6年2月29日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和6年5月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

- |   |          |            |
|---|----------|------------|
| 1 | 相手方      | ■■■■■■■■■■ |
| 2 | 賠償額      | 521,686円   |
| 3 | 賠償責任発生の実 | ■■■■■■■■■■ |

令和6年2月29日午後5時50分頃、金沢市元町二丁目15番1号金沢東警察署駐車場において、組織犯罪対策課巡査部長桐田哲兵の運転する小型乗用自動車（■■■■■■■■■■）が駐車中の■■■■■■■■■■の小型乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えたもの



報告第5号

令和5年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和5年度石川県一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和6年5月28日提出

石川県知事 馳 浩

令和5年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の収入源の内訳				
					既 特定 収入 財源	未 支出 国 金	収入 特定 財源		一 般 財 源
							地方 債	その他	
2 総務費	1 総務管理費		22,918,152,000	21,897,982,553	19,062,272,427	36,000,000	1,495,100,000	1,304,610,126	
			77,160,000	52,083,793		36,000,000		16,083,793	
		令和6年度能登半島地震 石川県公立大学法人 授業料等減免事業費	12,500,000						
5 防災救助費	公共施設等 大規模改修 費	令和6年度能登半島地震 災害義援金受領事務費	12,660,000	11,008,793				11,008,793	
			52,000,000	41,075,000		36,000,000		5,075,000	
			22,840,992,000	21,845,898,760	19,062,272,427		1,495,100,000	1,288,526,333	
		消費学校基 構想定本 費	14,300,000	14,300,000				14,300,000	

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 定 財 源	左の財源の内訳				一般財源	
						収入 財源	未 収 入	定 財 源			その他
								国 支 出 金	地 方 債		
		物価高騰対策事業費	272,000,000	272,000,000					272,000,000		
		令和6年能登半島地震 災害救助事業費	15,999,592,000	15,999,591,655	15,999,591,655						
		令和6年能登半島地震 生活物資支援事業費	1,300,000,000	1,178,569,961	1,178,569,961						
		令和6年能登半島地震 被災者生活再建 支援事業費	3,110,000,000	3,086,343,750	1,884,110,811					1,202,232,939	
		令和6年能登半島地震 支援者受入環境整備費	2,145,100,000	1,295,093,394					1,223,100,000	71,993,394	
3	企画振興費		839,218,000	366,951,188		56,298,000	254,000,000		4,086,337	52,566,851	
	1	企画振興費	839,218,000	366,951,188		56,298,000	254,000,000		4,086,337	52,566,851	
		北陸新幹線建設費	587,188,000	238,965,681			211,000,000		4,086,337	23,879,344	
		鉄道軌道安全輸送 設備等整備費	11,643,000	10,389,507						10,389,507	
		小松空港中期 ビジョン策定費	5,000,000	5,000,000						5,000,000	
		のと里山空港整備費	219,387,000	96,596,000		48,298,000	43,000,000			5,298,000	
		のと里山空港 脱炭素化推進 計画策定費	16,000,000	16,000,000		8,000,000				8,000,000	
4	県民文化 スポーツ費		151,686,000	151,686,000			136,000,000			15,686,000	
	2	文化 スポーツ費	151,686,000	151,686,000			136,000,000			15,686,000	

5 健康福祉費	1 高齢者福祉費	歴史博物館整備費	151,686,000	151,686,000			136,000,000		15,686,000	
			9,733,596,000	9,050,435,292	200,893,000	6,935,128,000	139,000,000	34,354,000	1,741,060,292	
			923,091,000	774,173,000	200,893,000	527,419,000	27,000,000	17,956,000	905,000	
		介護サービス基盤整備費	381,203,000	278,329,000	200,893,000	51,624,000	25,000,000		812,000	
		高齢者福祉施設災害復旧費	11,800,000	6,279,000		4,186,000	2,000,000		93,000	
		省支不投業資費	58,479,000	17,956,000				17,956,000		
		介処護職改善事業費	471,609,000	471,609,000		471,609,000				
			53,256,000	41,860,000		3,280,000			38,580,000	
		2 子育て福祉費								
		放課後児童クラブ施設整備費	21,953,000	10,802,000						10,802,000
		児童館整備費	15,152,000	15,152,000						15,152,000
		病児保育施設整備費	9,371,000	9,371,000						9,371,000
		省支不投業資費	245,000							
性被害防止対策設備等導入事業費	75,000	75,000		50,000				25,000		
	6,460,000	6,460,000		3,230,000				3,230,000		
3 障害福祉費										
	464,847,000	154,166,292		139,381,000				14,785,292		

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既 定 財 源	未 収 入	定 財 源			一 般 財 源
							国 支 出 金	地 方 債		
		障害者支援施設整備費	354,339,000	45,535,292		30,750,000			14,785,292	
		省支 工 援 不 投 業 資 費	1,127,000							
		障害福祉職員費	108,631,000	108,631,000		108,631,000				
		性被害防止対策 設備等導入事業費	750,000							
4	地域福祉費		7,888,026,000	7,757,396,000		6,108,317,000			1,649,079,000	
		令和6年能登半島地震 災害時健康危機管理 支援事業費	147,000,000	122,000,000					122,000,000	
		令和6年能登半島地震 被災世帯支援事業費	7,635,396,000	7,635,396,000		6,108,317,000			1,527,079,000	
		介護・福祉人材確保 総合対策事業費	105,630,000							
5	健康推進費		113,480,000	113,480,000		113,480,000				
		感染症対策事業費	113,480,000	113,480,000		113,480,000				
6	生活衛生費		167,000,000	151,324,000			112,000,000	1,613,000	37,711,000	
		いしかわ動物愛護 センター整備費	160,000,000	149,711,000			112,000,000		37,711,000	
		省支 工 援 不 投 業 資 費	7,000,000	1,613,000				1,613,000		
7	医薬看護費		123,896,000	58,036,000		43,251,000			14,785,000	



	省支	工事	不	投資	80,645,000	14,785,000					14,785,000			
		地域災害拠点病院施設整備事業費			4,791,000	4,791,000				4,791,000				
		看護補助者処遇改善事業費			38,460,000	38,460,000				38,460,000				
6	生活環境費				392,767,000	222,655,440				123,363,000	27,000,000	5,038,440	67,254,000	
		1	生活環境費		392,767,000	222,655,440				123,363,000	27,000,000	5,038,440	67,254,000	
			生活基盤施設耐震化等事業費		206,238,000	91,088,000				91,088,000				
			物価高騰対策事業費		60,000,000	5,038,440						5,038,440		
			半壊建築物解体支援事業費		15,800,000	15,800,000							15,800,000	
			トキと人との共生推進事業費		50,600,000	50,600,000							50,600,000	
			国立公園環境整備費		46,000,000	46,000,000				23,000,000	23,000,000			
			国定公園整備等費		14,129,000	14,129,000				9,275,000	4,000,000		854,000	
7	商工労働費				33,507,405,000	33,451,757,934				341,667,530	20,674,077,072	10,000,000,000	737,524,520	1,698,488,812
		1	商工費		33,487,405,000	33,434,215,982				341,667,530	20,674,077,072	10,000,000,000	737,524,520	1,680,946,860
			産業展示館修繕費		26,393,000	26,393,000				14,048,092				12,344,908
			G X 推進事業費		87,369,000	87,369,000				87,369,000				

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳				一般財源
					既 特定 財源	未 収入 財源			
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		ニッポン企業等 育成事業費	2,500,000	500,000				500,000	
		中小企業・小規模 事業者等事業基盤 強化事業費	2,000,000	2,000,000	1,000,000			1,000,000	
		工業用LPガス料金 負担軽減事業費	100,000,000	100,000,000			100,000,000		
		特別高圧電力料金 負担軽減事業費	50,000,000	50,000,000			50,000,000		
		高圧電力料金 負担軽減事業費	430,000,000	427,376,720			427,376,720		
		被災事業者事業再建 支援事業費	303,143,000	303,143,000	41,558,000			261,585,000	
		賃上げ事業者経営 体制強化支援事業費	16,000,000	15,147,800			10,147,800	5,000,000	
		持続可能な賃上げ 環境整備事業費	150,000,000	150,000,000			150,000,000		
		令和6年能登半島地震 被災事業者事業再建 支援事業費	32,320,000,000	32,272,286,462	327,619,438,20	544,150,072	10,000,000,000	1,400,516,952	
	2 労働費		20,000,000	17,541,952				17,541,952	
		令和6年能登半島地震 被災事業者事業再建 支援事業費	20,000,000	17,541,952				17,541,952	
8 観光費			5,296,650,000	5,272,930,825	5,019,593,000		228,000,000	25,337,825	
	1 観光戦略 推進		5,296,650,000	5,272,930,825	5,019,593,000		228,000,000	25,337,825	
		森林公園魅力アップ 整備費	276,650,000	253,337,825			228,000,000	25,337,825	

9 農 水 産 業 費	林業費	令和6年能登半島地震 観光復興事業費	5,020,000,000	5,019,593,000	91,048,505	5,019,593,000	3,833,000,000	1,205,300,205	1,115,137,718	
		1 農 業 費	14,512,358,000	13,833,661,789	278,107,000	187,705,000	7,589,175,361	90,402,000	52,020,000	
		令和6年能登半島地震 被災農林業者 事業再建支援事業費	285,492,000	54,000,000	86,189,000	86,189,000	50,100,000	35,100,000	3,282,000	
		担い手農業機械導入 支援事業費	86,189,000	86,189,000	85,200,000	85,200,000	3,282,000			
		営農環境整備 事業費	85,200,000	85,200,000	4,127,000	3,680,000	880,000			
		石川型簡易な基盤・ 機械改良普及事業費	4,127,000	3,680,000	880,000	51,416,000	183,785,000	120,949,000	8,095,000	
		農業機械施設整備 事業費	3,680,000	880,000	51,416,000	183,785,000	8,095,000	155,172,000	20,518,000	
		地域推進の食 育費	880,000	51,416,000	183,785,000	8,095,000	155,172,000	20,518,000	8,084,096,000	
		水田営農体制 確立	51,416,000	183,785,000	8,095,000	155,172,000	20,518,000	8,084,096,000	8,046,949,388	
		2 畜 産 業 費	8,095,000	155,172,000	20,518,000	8,084,096,000	8,046,949,388	4,426,947,611	2,180,000,000	1,073,819,205
		馬事公苑整備費	8,095,000	155,172,000	20,518,000	8,084,096,000	8,046,949,388	4,426,947,611	2,180,000,000	1,073,819,205
		配合飼料価格高騰 対策事業費	155,172,000	20,518,000	8,084,096,000	8,046,949,388	4,426,947,611	2,180,000,000	1,073,819,205	366,182,572
		3 農 地 費	県有施設浄化 槽費	20,518,000	16,478,000	16,478,000	16,478,000	16,478,000	16,478,000	16,478,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額 <sup>円</sup>	翌年度 繰越額 <sup>円</sup>	既 特 定 財 源 <sup>円</sup>	左の財源の内訳				一般財源
						収入 財源 <sup>円</sup>	未収入 財源			
							国 支 出 金 <sup>円</sup>	地 方 債 <sup>円</sup>	特 定 財 源 <sup>円</sup>	
		県営ほ場整備事業費	3,207,259,000	3,190,458,300		1,801,461,425	833,000,000	447,347,950	108,648,925	
		担い手育成型ほ場整備調査設計等費	8,948,000	8,947,000		4,920,850		2,013,075	2,013,075	
		県営土地改良総合費	52,944,000	52,942,700		29,118,100	12,000,000	10,588,400	1,236,200	
		水利施設等保全高度化事業費	105,529,000	105,527,900		52,763,500	27,000,000	23,743,575	2,020,825	
		広域営農団地農道整備事業費	1,076,151,000	1,076,150,300		529,787,500	349,000,000	158,936,250	38,426,550	
		県営一般農道整備事業費	41,154,000	41,152,700		20,575,500	9,000,000	10,287,750	1,289,450	
		団体営一般農道整備事業費	47,860,000	46,660,000		44,450,000	2,000,000		210,000	
		農村総合整備事業費	191,412,000	178,831,380		142,998,000	31,000,000		4,833,380	
		県営かんがい排水事業費	182,536,000	182,534,900		91,267,000	43,000,000	45,633,500	2,634,400	
		基幹水利施設予防保全対策事業費	75,850,000	75,848,500		40,966,500	16,000,000	16,079,090	2,802,910	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業費	676,913,000	675,511,518		349,346,900	184,000,000	111,720,875	30,443,743	
		担い手育成畑地帯総合整備事業費	6,644,000	6,642,900		3,653,320	1,000,000	1,328,480	661,100	
		国営造成揚水施設等管理事業費	150,869,000	150,868,300		58,651,816		24,826,560	67,389,924	
		国営造成施設管理体整備促進事業費	7,525,000	7,524,100		3,762,000		1,881,000	1,881,100	

県単土地改良事業費	6,180,000	3,600,000							3,600,000
地籍調査費	80,562,000	80,560,950			53,707,300				26,853,650
多根ダム水利権 更新費	7,546,000	7,546,000			4,150,000				3,396,000
老朽ため池 整備費	926,324,000	923,760,880			508,053,700		304,000,000	101,610,740	10,096,440
用排水施設 整備費	230,480,000	230,478,700			115,134,400		65,000,000	44,105,820	6,238,480
土地改良施設豪雨 対策費	188,857,000	188,855,000			102,328,050		57,000,000	24,186,630	5,340,320
農業用河川工作物 応急対策事業費	226,001,000	226,000,600			124,298,900		75,000,000	22,599,800	4,101,900
地すべり対策事業費	53,354,000	53,353,400			26,674,500		25,000,000		1,678,900
農業用施設石綿対策 特別事業費	40,001,000	40,000,400			22,000,000		13,000,000	4,000,000	1,000,400
海岸保全施設 整備費	137,239,000	137,237,600			68,618,500		66,000,000		2,619,100
県営震災対策農業 施設整備事業費	215,453,000	215,452,270			118,495,850		67,000,000	22,929,710	7,026,710
団体営震災対策 農業施設整備事業費	14,909,000	14,909,000			14,909,000				
団体営農村地域防災 減災総合整備事業費	13,538,000	13,538,000			13,538,000				
農村地域防災減災 調査設計事業費	81,317,000	81,317,000			81,317,000				
県単農地防災事業費	4,664,000	4,663,590					1,000,000		3,663,590

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特 定 財 源	左の財源の内訳				一般財源		
						収入 財源	未 収 入 金	収入 財源			その他	
								国 支 出 金	地方債			定 額
		流域治水推進事業費	26,077,000	26,075,500						26,075,500		
	4 林業費		4,119,997,000	3,692,199,401	78,328,505	2,282,139,750	913,000,000	35,105,000		383,626,146		
		造林事業費	913,891,000	821,911,296		497,724,850				324,186,446		
		立木事前伐採支援事業費	1,667,000	1,667,000		1,168,400				498,600		
		いしかわ森林環境基金事業費	100,000,000	83,867,005	78,328,505	5,538,500						
		森林整備・林業活性化事業費	411,224,000	411,224,000		411,224,000						
		県営林道開設事業費	234,030,000	234,030,000		117,015,000	79,000,000	35,105,000		2,910,000		
		林道保全事業費	19,617,000	19,617,000		16,346,000				3,271,000		
		県有林道保全事業費	4,796,000	4,796,000		2,398,000	2,000,000			398,000		
		林道改良事業費	381,374,000	74,374,000		61,834,000				12,540,000		
		県有林道改良事業費	393,456,000	393,456,000		165,108,000	222,000,000			6,348,000		
		林道災害関連事業費	239,911,000	239,911,000		227,675,000	11,000,000			1,236,000		
		ふるさと林道整備事業費	3,448,000	3,447,100			3,000,000			447,100		
		山地治山事業費	649,518,000	639,734,000		319,267,000	303,000,000			17,467,000		

	防災整備事業費	185,964,000	185,964,000		92,982,000	91,000,000		1,982,000
	水源地域整備事業費	18,950,000	16,050,000		8,025,000	7,000,000		1,025,000
	地すべり防止事業費	108,000,000	108,000,000		54,000,000	54,000,000		
	災害関連緊急 治山事業費	452,751,000	452,751,000		301,834,000	140,000,000		10,917,000
	県単治山施設 整備事業費	1,400,000	1,400,000			1,000,000		400,000
5 水産業費		1,838,988,000	1,695,457,000	12,720,000	692,383,000	740,000,000		250,354,000
	大型魚礁設置事業費	16,262,000	16,262,000		8,131,000	7,000,000		1,131,000
	人工礁事業費	11,504,000	11,504,000		5,752,000	5,000,000		752,000
	広域型増殖場 造成事業費	81,254,000	81,254,000		40,627,000	36,000,000		4,627,000
	かなざわ総合市場 建替支援事業費	295,200,000	295,200,000		246,000,000			49,200,000
	水産総合センター 整備費	55,469,000	13,408,000			10,000,000		3,408,000
	漁業調査指導船 建造費	472,899,000	471,178,000			353,000,000		118,178,000
	県単漁港改良費	8,785,000	8,302,000	3,735,000				4,567,000
	漁港修繕費	3,770,000	3,056,000	764,000		2,000,000		292,000
	漁港維持補修費	2,500,000	1,261,000					1,261,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左の財源内訳			一般財源
						未 収入 国 支 出 金	特 定 地 方 債	財 源 其 他	
		緊急県単漁港防災費	12,000,000	4,638,000		3,000,000		1,638,000	
		漁港修築費	350,010,000	350,000,000		170,000,000		5,000,000	
		漁港改修費	205,023,000	158,859,000	5,554,000	66,000,000		4,405,000	
		漁港局部改良費	30,010,000	26,670,000	2,667,000	9,000,000		1,668,000	
		漁港機能保全費	140,013,000	125,690,000		59,000,000		3,845,000	
		漁港海岸整備 施設整備費	45,360,000	44,504,000		20,000,000		2,252,000	
		市町漁港関係事業 指導監督費	1,179,000	1,012,000	505,000			507,000	
		市町漁港整備 事業助成費	21,750,000	15,036,000		15,036,000			
		令和6年能登半島地震 被災農林漁業者 事業再建支援事業費	86,000,000	67,623,000		20,000,000		47,623,000	
10 土木費			45,674,389,000	36,300,921,652	228,900,675,820	16,129,000,000	3,789,242,340	7,952,322,256	
	1 土木管理費		16,311,000	13,780,000				13,780,000	
	2 道りょう費	土木総合事務所 修繕費	16,311,000	13,780,000				13,780,000	
		国道改築費	23,108,135,000	18,861,091,640	118,583,124,357	8,155,000,000	3,070,462,796	3,939,188,719	
			1,443,000,000	1,010,000,000		500,000,000		281,489,655	



地方道改築費	8,315,640,000	6,931,839,140		1,836,932,510	3,105,000,000		1,989,906,630
橋りょう補修費	236,517,000	105,970,345		58,283,690	43,000,000		4,686,655
道路災害防除費	1,595,449,000	879,077,010		139,307,078	575,000,000		164,769,932
交通安全施設費	449,191,000	247,066,651		129,004,328	109,000,000		9,062,323
雪寒地域道路事業費	317,375,000	308,981,200		179,717,390	124,000,000		5,263,810
舗装補修費	693,053,000	651,780,000		154,803,900	319,000,000		177,976,100
道路施設長寿命化対策事業費	4,213,170,000	3,451,845,686		850,263,760	1,464,000,000		1,137,581,926
いしかわ広域交流幹線軸道路整備事業費	435,000,000	399,100,000	36,757,372		343,000,000	2,234,300	17,108,328
観光石川周遊回廊整備事業費	215,000,000	194,200,000	18,457,906		160,000,000		15,742,094
安全・安心道路整備事業費	85,000,000	50,000,000	4,670,776		38,000,000		7,329,224
県単道路改良費	474,000,000	433,012,110	50,558,820		301,000,000	2,079,000	79,374,290
道路調査費	3,100,000	3,100,000		1,034,000			2,066,000
県耐震化事業費	3,400,000,000	3,015,000,000				3,015,000,000	
道路受託事業費	42,910,000	42,910,000				42,910,000	
県単道路特別整備費	177,044,000	174,788,467	8,138,250		135,000,000	8,239,496	23,410,721

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳				一般財源	
					既 特 定 財 源	未 収 入	定 財 源			其 他
							国 支 出 金	地 方 債		
		道路環境改善費	609,768,000	562,410,463			559,000,000		3,410,463	
		あんしん歩行空間整備事業	2,020,000	2,020,000			2,000,000		20,000	
		県単交通安全施設費	17,000,000	16,737,000			15,000,000		1,737,000	
		災害に強い道路整備事業	140,987,000	140,388,668			139,000,000		1,388,668	
		雪水対策事業費	64,972,000	64,918,000			64,000,000		918,000	
		サイクリングルート魅力発信事業費	132,662,000	132,587,000			122,000,000		10,587,000	
		緊急道路補修事業費	45,277,000	43,359,900			38,000,000		5,359,900	
	3 河川海岸費		16,959,105,000	13,049,394,150	12,848,860	3,271,637,133	6,593,000,000	212,280,603	2,959,627,554	
		維持補修費	3,102,000	1,839,400					1,839,400	
		流域治水対策費	12,056,842,000	8,920,092,353			2,127,169,497	4,461,000,000	2,331,922,856	
		河川管理施設長寿命化対策事業費	157,832,000	154,177,000			77,088,500	73,000,000	4,088,500	
		河川環境整備費	199,000,000	148,923,900			74,461,950	70,000,000	4,461,950	
		情報基盤緊急整備事業	93,059,000	24,281,148			12,151,574	10,000,000	2,129,574	
		都市基盤河川改修費	107,000,000	27,120,000				26,000,000	1,120,000	

県単河川改良費	22,879,000	16,470,900				14,000,000		2,470,900
河川改良受託事業費	21,946,000	3,296,000					3,296,000	
堰堤改良費	594,210,000	556,400,194			169,265,851	238,000,000	137,988,574	11,145,769
県単河川防災費	74,275,000	66,567,778				61,000,000		5,567,778
県単河川小規模防災費	12,186,000	9,303,000						9,303,000
県単河川環境整備費	1,860,000	1,860,000						1,860,000
河川修繕費	12,594,000	2,098,000				2,000,000		98,000
緊急県単河川防災費	400,000,000	276,638,699				275,000,000		1,638,699
緊急流木除去費	65,000,000	31,791,400				31,000,000		791,400
治水対策検討費	7,000,000	7,000,000						7,000,000
砂防施設長寿命化対策事業費	469,955,000	405,011,300			194,449,650	148,000,000		62,561,650
地すべり対策事業費	384,236,000	324,370,455			80,572,114	148,000,000		95,798,341
急傾斜地崩壊対策事業費	920,453,000	891,707,989	12,848,860		202,286,598	381,000,000	53,813,079	241,759,452
雪崩対策事業費	2,018,000	2,001,000			976,500			1,024,500
物領地すべり対策事業費	21,769,000	14,817,000			13,335,000			1,482,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入 特定財源		その他	
						国支出金	地方債		
		土砂災害対策事業費	6,103,000	3,967,000		1,936,000			2,031,000
		情報基盤整備事業費	23,000,000	22,121,800		11,060,900	11,000,000		60,900
		災害関連緊急 地すべり対策事業費	254,723,000	254,722,100		127,361,050	115,000,000		12,361,050
		災害関連緊急 傾斜地崩壊 対策事業費	114,750,000	114,553,000		45,821,200	46,000,000	17,182,950	5,548,850
		県単砂防地すべり 対策事業費	76,567,000	53,910,838			48,000,000		5,910,838
		県単急傾斜地崩壊 対策事業費	30,400,000	11,400,000			11,000,000		400,000
		緊急土砂災害対策費	184,000,000	169,282,200			168,000,000		1,282,200
		海岸侵食対策費	622,500,000	523,100,396		130,775,099	252,000,000		140,325,297
		千里浜再生 プロジェクト推進費	13,500,000	8,089,300		2,925,650	2,000,000		3,163,650
		県単海岸防災費	6,346,000	2,480,000			2,000,000		480,000
	4 港湾費		2,184,270,000	1,945,997,526		572,979,677	846,000,000	343,686,838	130,272,216
		金沢港将来 ビジョン策定費	95,000,000	72,017,900				36,008,950	36,008,950
		県単港湾改良費	16,000,000	7,767,424				1,906,970	4,510,454
		港湾修繕費	325,270,000	253,149,992			186,000,000	40,870,113	20,839,994

	金沢港埋立地整備事業費	96,000,000	58,781,000				54,000,000		4,781,000
	七尾港埋立地整備事業費	30,000,000							
	港湾改修費	690,000,000	641,031,800	1,270,800	253,612,720	179,000,000	187,667,940	19,480,340	
	港湾補修費	670,000,000	669,606,500	44,998,110	220,535,502	315,000,000	54,242,865	34,830,023	
	港湾環境整備費	98,000,000	91,960,000		22,990,000	41,000,000	22,990,000	4,980,000	
	港湾海岸高潮対策費	164,000,000	151,682,910		75,841,455	71,000,000		4,841,455	
5 都市計画費		3,306,568,000	2,330,658,336	44,409,896	778,982,570	535,000,000	162,812,103	809,453,767	
	土地区画整理事業費	503,000,000	391,904,613		100,172,085		94,280,222	197,452,306	
	街路事業費	1,632,510,000	1,215,065,048	1,708,711	326,281,265	267,000,000	65,361,807	554,713,265	
	県単街路事業費	26,700,000	13,018,293	84,500		9,000,000	3,170,074	763,719	
	生活排水処理施設整備普及促進費	1,000,000	616,000					616,000	
	農業集落排水事業費	180,358,000	179,009,000		179,009,000				
	能登歴史公園整備費	84,000,000	71,320,000		35,660,000	34,000,000		1,660,000	
	白山ろくろパーク整備費	7,000,000	6,947,100		3,473,550	3,000,000		473,550	
	金沢城公園整備費	305,000,000	184,253,775		68,550,200	98,000,000		17,703,575	

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 定 財 源	左の財源の内訳			一般財源
						収入 財源	未収入 財源		
							国 支 出 金	特 定 地 方 債	
		公園施設安全安心 対策	240,000,000	103,921,540		49,310,770	49,000,000		5,610,770
		木場潟公園整備費	138,000,000	33,051,400		16,525,700	15,000,000		1,525,700
		県単公園事業費	189,000,000	131,551,567	42,616,685		60,000,000		28,934,882
	6 建築住宅費		100,000,000	100,000,000					100,000,000
		令和6年能登半島地震 自宅再建事業 補助費	100,000,000	100,000,000					100,000,000
11 警察費			17,719,000	17,717,700			13,000,000		4,717,700
	1 警察管理費		17,719,000	17,717,700			13,000,000		4,717,700
		交番等建設費	17,719,000	17,717,700			13,000,000		4,717,700
12 教育費			175,043,000	174,362,000		94,061,000	35,000,000		45,301,000
	1 教育総務費		17,541,000	17,541,000		1,215,000			16,326,000
		令和6年能登半島地震 私立学校授業料 減免等事業費	17,541,000	17,541,000		1,215,000			16,326,000
	3 高等学校費		93,517,000	92,846,000		92,846,000			
		学校施設大規模改修 事業	93,517,000	92,846,000		92,846,000			
	4 特別支校 費		46,749,000	46,749,000			35,000,000		11,749,000

13 災害復旧費	5 社会教育費	いしかわ特別支援部費	46,749,000	46,749,000			35,000,000		11,749,000	
		学校高等整備費	17,236,000	17,226,000					17,226,000	
		有形文化財	12,519,000	12,519,000					12,519,000	
		保存的建造物群	350,000	350,000					350,000	
		保存地区保存事業費	3,267,000	3,257,000					3,257,000	
		史跡名勝天然記念物保存事業費	1,100,000	1,100,000					1,100,000	
		漆芸技術伝承者養成事業費	100,441,162,000	96,211,663,438			43,785,392,042	51,196,000,000	50,000,000	1,180,271,396
		農林水産業	15,111,681,000	14,714,860,642						840,354,600
		1 施設災害復旧費	5 年発生団体営災害復旧費	971,211,000	827,811,042			827,811,042		
		令和6年能登半島地震農林水産業緊急対策事業費	令和6年能登半島地震農林水産業緊急対策事業費	100,000,000	99,835,000			99,835,000		
		令和6年能登半島地震農林水産業緊急対策事業費	令和6年能登半島地震農林水産業緊急対策事業費	290,000,000	271,740,000			220,000,000		51,740,000
		令和6年能登半島地震農林水産業緊急対策事業費	令和6年能登半島地震農林水産業緊急対策事業費	3,670,000,000	3,670,000,000			2,445,746,000	1,224,000,000	254,000
		令和6年能登半島地震農林水産業緊急対策事業費	令和6年能登半島地震農林水産業緊急対策事業費	160,000,000	160,000,000			160,000,000		
林地荒廃防止施設災害復旧事業費	林地荒廃防止施設災害復旧事業費	14,983,000	14,983,000			9,993,000	4,000,000	990,000		
4 年発生林道災害復旧費	4 年発生林道災害復旧費	641,065,000	570,756,000			570,756,000				

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特 定 財 源	左の財源の内訳				一般財源	
						収入 財源	未 収 入	定 財 源			その他
								国 支 出 金	地 方 債		
		5年発生林道 災害復旧費	266,890,000	245,305,000		245,305,000					
		4年発生県有林道 災害復旧費	31,758,000	31,757,600		31,502,000				255,600	
		5年発生県有林道 災害復旧費	198,781,000	198,781,000		191,785,000	6,000,000			996,000	
		白川郷 白川一 下 町 災害復旧事業費	146,500,000	72,408,000		71,828,000				580,000	
		5年発生漁港 災害復旧費	302,685,000	255,415,000		170,356,000	85,000,000			59,000	
		県単漁港災害復旧費	128,808,000	124,881,000			124,000,000			881,000	
		令和6年能登半島地震 災害復旧費	360,000,000	342,800,000		213,400,000	129,000,000			400,000	
		令和6年能登半島地震 緊急単漁港 災害復旧費	50,000,000	50,000,000			37,000,000			13,000,000	
		令和6年能登半島地震 市町漁港災害復旧費	210,000,000	210,000,000		210,000,000					
		令和6年能登半島地震 緊急流木除去費	20,000,000	20,000,000		20,000,000					
		共同利用施設 災害復旧事業費	4,260,000,000	4,259,388,000		3,549,388,000	710,000,000				
		令和6年能登半島地震 被災農林漁業若 事業再建支援事業費	3,289,000,000	3,289,000,000		2,301,801,000	216,000,000			771,199,000	
	2 土木施設 災害復旧費		83,234,207,000	79,882,329,981		32,383,392,000	47,382,000,000	50,000,000		66,937,981	
		4年発生土木施設 災害復旧費	325,079,000	304,279,087		202,955,000	91,000,000			10,324,087	



	5年発生土木施設 災害復旧費	5,047,489,000	4,497,703,075		2,998,711,000	1,498,000,000		992,075
	令和6年能登半島地震 災害復旧費	38,860,000,000	37,508,430,168		25,919,620,000	11,588,000,000		810,168
	令和6年能登半島地震 国直事業費負担金	10,186,000,000	10,007,561,000			10,007,000,000		561,000
	令和6年能登半島地震 災害関連緊急事業費 地すべり対策事業費	4,810,000,000	4,810,000,000		2,940,000,000	1,870,000,000		
	令和6年能登半島地震 災害関連緊急事業費 崩壊対策事業費	550,000,000	550,000,000		247,500,000	252,000,000	50,000,000	500,000
	令和6年能登半島地震 国直事業費負担金	1,875,000,000	1,028,520,000			1,027,000,000		1,520,000
	令和6年能登半島地震 農業集落排水施設 災害復旧事業費	60,000,000	60,000,000		60,000,000			
	5年発生港湾 災害復旧費	260,000,000	21,898,051		14,606,000	7,000,000		292,051
	令和6年能登半島地震 緊急道路補修事業費	1,760,000,000	1,626,984,600			1,626,000,000		984,600
	県土木災害復旧費	140,639,000	106,954,000			106,000,000		954,000
	令和6年能登半島地震 被災状況調査費	15,000,000,000	15,000,000,000			15,000,000,000		
	令和6年能登半島地震 緊急県単河川防災費	2,000,000,000	2,000,000,000			2,000,000,000		
	令和6年能登半島地震 緊急土砂災害復旧費	1,860,000,000	1,860,000,000			1,860,000,000		
	令和6年能登半島地震 緊急港湾補修事業費	500,000,000	500,000,000			450,000,000		50,000,000
3	県有施設 災害復旧費	1,985,474,000	1,504,672,815		435,634,000	897,000,000		172,038,815

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 収 財 源	左の財源の内訳			一般財源	
						未 収 金	収入 特定 地方債	定 額		財 源 其 他
		庁舎等災害復旧費	23,319,000	22,285,000			22,000,000		285,000	
		令和6年能登半島地震 庁舎等災害復旧費	603,279,000	486,454,315		4,787,000	378,000,000		103,667,315	
		令和6年能登半島地震 空港施設直轄 災害復旧事業費	28,000,000	28,000,000			28,000,000			
		令和6年能登半島地震 社会教育施設 災害復旧費	104,750,000	99,030,000		24,769,000	73,000,000		1,261,000	
		令和6年能登半島地震 高齢者福祉施設 災害復旧費	2,326,000	1,545,000			1,000,000		545,000	
		令和6年能登半島地震 障害者支援施設 災害復旧費	110,000,000	107,162,000		53,581,000	53,000,000		581,000	
		令和6年能登半島地震 県有林施設災害復旧費	150,000,000	150,000,000			97,000,000		53,000,000	
		令和6年能登半島地震 公園施設災害復旧費	220,000,000	217,628,400		105,000,000	106,000,000		6,628,400	
		令和6年能登半島地震 県営住宅災害復旧費	270,000,000							
		令和6年能登半島地震 警察施設災害復旧費	103,800,000	101,773,100		67,848,000	33,000,000		925,100	
		令和6年能登半島地震 交通安全施設 災害復旧費	70,000,000	70,000,000		56,000,000	14,000,000			
		令和6年能登半島地震 県立学校災害復旧費	300,000,000	220,795,000		123,649,000	92,000,000		5,146,000	
	4 教育施設 災害復旧費		109,800,000	109,800,000		6,860,000	2,000,000		100,940,000	
		令和6年能登半島地震 文化財災害復旧費	9,800,000	9,800,000		6,860,000	2,000,000		940,000	

	令和6年能登半島地震 有形文化財等 緊急保存修理費	100,000,000	100,000,000						100,000,000
合	計	233,660,145,000	216,952,725,811	19,924,782,137	92,478,543,856	82,026,000,000	7,320,645,842	15,202,753,976	



報告第6号

令和5年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和5年度石川県一般会計歳出予算の事故繰越しについて、次のとおり報告する。

令和6年5月28日提出

石川県知事 馳 浩

令和5年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担		左の内訳		支出負担 行予定額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳			明 説	
			行 為 額 円	支 出 済 額 円	支 出 済 額 円	支 出 未 済 額 円			既 収 入 特 定 財 源 円	未 収 入 特 定 財 源 円	一 般 財 源 円		
2 総務費	1 総務管理費		283,239,944	11,308,944	271,931,000		271,931,000	135,965,500	135,965,500				
			283,239,944	11,308,944	271,931,000		135,965,500	135,965,500					
5 健康福祉費	1 高齢者費	石川県広域 庁一 夕 連 携 基 盤 整 備 事 業 費	206,976,000		206,976,000		206,976,000	206,976,000	206,976,000				
			206,976,000		206,976,000		206,976,000	206,976,000					
6 生活環境費		介 護 サ ー ビ ス 基 盤 整 備 事 業 費	982,079,416	591,401,416	390,678,000		390,678,000	206,976,000	206,976,000	206,976,000			
			351,696,000		38,982,000		38,982,000						

款	項	事業名	支出負担行為額		左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳		説明
			支出額	負担額	支出済額	未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	
1	生活環境費		982,079,416	591,401,416	591,401,416	390,678,000	390,678,000	351,696,000	38,982,000		
		県庁における温室効果ガス排出量削減加速化事業費	967,199,416	591,401,416	591,401,416	375,798,000	375,798,000	338,000,000	37,798,000		令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
7	商工労働費	国定公園等環境整備事業費	14,880,000			14,880,000	14,880,000	13,696,000	1,184,000		令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
			693,679,374	642,711,562	642,711,562	50,967,812	50,967,812	6,765,000	44,202,812		
1	商工費		693,679,374	642,711,562	642,711,562	50,967,812	50,967,812	6,765,000	44,202,812		
		商工業振興策対	109,476,562	102,711,562	102,711,562	6,765,000	6,765,000	6,765,000			令和6年能登半島地震により事業計画の変更を要したため
9	農水産業費	物価高騰対策費	584,202,812	540,000,000	540,000,000	44,202,812	44,202,812		44,202,812		令和6年能登半島地震により事業計画の変更を要したため
			9,624,035,880	7,375,418,070	7,375,418,070	2,248,617,810	2,248,617,810	53,354,322	2,098,703,653	96,559,835	
3	農地費		6,342,671,380	4,887,497,570	4,887,497,570	1,455,173,810	1,455,173,810	53,350,322	80,075,835		
		県整備事業場費	3,281,621,240	2,898,915,140	2,898,915,140	382,706,100	382,706,100	5,950,005	361,889,729	14,866,366	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
1	農地費	県整備事業場費	51,082,400	27,582,100	27,582,100	23,500,300	23,500,300	22,625,225	875,075		令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
			443,686,800	252,672,800	252,672,800	191,014,000	191,014,000	28,652,100	156,507,000	5,854,900	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
1	農村整備費	農村整備事業費	178,042,240	123,125,830	123,125,830	54,916,410	54,916,410	53,773,950	1,142,460		令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
			35,361,700	34,393,700	34,393,700	968,000	968,000	967,000	1,000		令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため

		592,449,200	423,428,600	169,020,600		169,020,600	15,822,840	102,687,718	50,510,042	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
農業水路等 長寿命化・防災減災事業費	池田たけのこ池整備事業費	950,018,300	526,367,900	423,650,400		423,650,400	2,814,977	417,793,561	3,041,862	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
農業用河川 工事物心急対策事業費	川河急対策事業費	84,663,700	75,867,000	8,796,700		8,796,700		7,717,400	1,079,300	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
農地すべり 対策事業費	すべり対策事業費	61,697,900	40,438,200	21,259,700		21,259,700		19,629,850	1,629,850	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
農業用施設 対策特別事業費	石綿施設特別事業費	18,404,100	17,300,000	1,104,100		1,104,100	110,400	607,200	386,500	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
海岸保全 整備事業費	海岸保全整備事業費	24,222,400	21,714,400	2,508,000		2,508,000		2,253,900	254,100	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
県営震災 対策事業費	震災対策事業費	329,781,200	213,798,700	115,982,500		115,982,500		115,548,120	434,380	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
団営震災 対策事業費	震災対策事業費	81,700,000	67,600,000	14,100,000		14,100,000		14,100,000		令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
農営震災 対策事業費	震災対策事業費	209,940,200	164,293,200	45,647,000		45,647,000		45,647,000		令和6年能登半島地震により事業計画の変更を要したため
農営震災 対策事業費	震災対策事業費	2,972,243,500	2,200,799,500	771,444,000		771,444,000		755,956,000	15,488,000	
4 林業費										
森林整備・林業 活性化事業費	森林整備・林業活性化事業費	574,673,000	174,673,000	400,000,000		400,000,000		400,000,000		令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
県営林業 開設事業費	県営林業開設事業費	329,222,000	302,848,000	26,374,000		26,374,000		25,145,000	1,229,000	関係機関との調整により工事の施工に不測の日数を要したため
県営林業 改良事業費	県営林業改良事業費	197,000,000	165,912,000	31,088,000		31,088,000		30,544,000	544,000	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため
林道災害 関連事業費	林道災害関連事業費	320,000,000	231,888,000	88,112,000		88,112,000		83,619,000	4,493,000	関係機関との調整により工事の施工に不測の日数を要したため
山地治山 事業費	山地治山事業費	601,174,000	552,302,000	48,872,000		48,872,000		46,436,000	2,436,000	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため

款	項	事業名	支出負担行為額		左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳		説明	
			行	為	支出済額	支			出	既収入特定財源		未収入特定財源
10 土木費	5 水産業費	防整備費	190,506,000	181,786,000	8,720,000	8,720,000		8,720,000	8,360,000	360,000	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため	
		災害関連緊急災害	742,173,500	578,895,500	163,278,000	163,278,000		163,278,000	156,852,000	6,426,000	地元との調整により工事の施工に不測の日数を要したため	
		治山事業	17,495,000	12,495,000	5,000,000	5,000,000		5,000,000	5,000,000		関係機関との調整により工事の施工に不測の日数を要したため	
		単治山施設整備費	309,121,000	287,121,000	22,000,000	22,000,000		22,000,000	21,000,000	996,000		
		漁港修築費	133,106,000	125,504,000	7,602,000	7,602,000		7,602,000	6,801,000	801,000	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため	
		漁港局部改良費	65,564,000	65,520,000	44,000	44,000		44,000	22,000	18,000	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため	
		漁港機能保全費	81,163,000	80,887,000	276,000	276,000		276,000	138,000	138,000	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため	
		漁港海岸保全施設整備費	29,288,000	15,210,000	14,078,000	14,078,000		14,078,000	14,039,000	39,000	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため	
		道路橋りょう費	2,148,861,040	627,854,700	1,521,006,340	1,521,006,340		1,521,006,340	11,306,095,375	127,388,870		
		河川海岸費	49,500,000	49,500,000	49,500,000	49,500,000		49,500,000	24,750,000	24,750,000		
3 河川海岸費		G P S を活用した除雪管理システム構築費	49,500,000	49,500,000	49,500,000	49,500,000		49,500,000	24,750,000	24,750,000	令和6年能登半島地震により事業計画の変更を要したため	
			1,941,763,040	568,632,000	1,373,131,040	1,373,131,040		1,373,131,040	11,123,095,974	64,053,971		
		広域河川改修費	1,391,450,559	444,200,000	947,250,559	947,250,559		947,250,559	892,625,280	54,625,279	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため	
河川堆積土砂対策費			114,047,700	26,400,000	87,647,700	87,647,700		87,647,700	86,773,850	873,850	令和6年能登半島地震により工事の施工に不測の日数を要したため	



情報基盤緊急整備事業費	1,424,981			1,424,981					1,424,981				712,491	712,490	令和6年能登半島地震により工場の施工に不測の日数を要したため
河川等災害復旧助成事業費	32,821,300	14,900,000		17,921,300					17,921,300				16,960,650	960,650	令和6年能登半島地震により工場の施工に不測の日数を要したため
通常砂防事業費	160,469,100	32,500,000		127,969,100					127,969,100				124,984,550	2,984,550	令和6年能登半島地震により工場の施工に不測の日数を要したため
地すべり対策事業費	34,949,000	2,900,000		32,049,000					32,049,000				31,024,500	1,024,500	令和6年能登半島地震により工場の施工に不測の日数を要したため
急傾斜地崩壊対策事業費	202,786,900	47,732,000		155,054,900					155,054,900			11,123,095	141,965,903	1,965,902	令和6年能登半島地震により工場の施工に不測の日数を要したため
海岸浸食対策費	3,813,500			3,813,500					3,813,500				2,906,750	906,750	令和6年能登半島地震により工場の施工に不測の日数を要したため
4 港湾費	157,598,000	59,222,700		98,375,300					98,375,300		183,000		59,607,401	38,584,899	
港湾改修費	8,550,000			8,550,000					8,550,000				7,985,000	565,000	令和6年能登半島地震により工場の施工に不測の日数を要したため
港湾補修費	120,535,000	54,100,000		66,435,000					66,435,000		183,000		31,927,251	34,324,749	令和6年能登半島地震により工場の施工に不測の日数を要したため
港湾海岸高潮対策費	28,513,000	5,122,700		23,390,300					23,390,300				19,695,150	3,695,150	令和6年能登半島地震により工場の施工に不測の日数を要したため
11 警察費	65,362,000	52,289,600		13,072,400					13,072,400					13,072,400	
1 警察管理費	65,362,000	52,289,600		13,072,400					13,072,400					13,072,400	
12 教育費	93,774,000	35,666,000		58,108,000					58,108,000				50,000,000	8,108,000	令和6年能登半島地震により資材調達に不測の日数を要したため
2 小中学校費	14,438,000	5,600,000		8,838,000					8,838,000				6,000,000	2,838,000	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の 内訳		支出負担 為額	翌年 繰越額	左の財源内訳			明 説
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
		夜間中学整備費	14,438,000	5,600,000	8,838,000		8,838,000	6,000,000	2,838,000		令和6年能登半島地震により資材調達に不測の日数を要したため
	5	社会教育費	79,336,000	30,066,000	49,270,000		49,270,000	44,000,000	5,270,000		
		青少年教 育費	79,336,000	30,066,000	49,270,000		49,270,000	44,000,000	5,270,000		令和6年能登半島地震により資材調達に不測の日数を要したため
13		災害復旧費	612,639,000	389,349,900	223,289,100		223,289,100	222,775,000	514,100		
	1	農林水産業 施設復旧 費	612,639,000	389,349,900	223,289,100		223,289,100	222,775,000	514,100		
		4年発生 地 荒廃防止 施設復 旧費	151,688,000	87,264,000	64,424,000		64,424,000	63,971,000	453,000		関係機関との調整により工事の施工に不測の日数を要したため
		4年発生 林道災害 復旧費	35,288,000	27,571,900	7,716,100		7,716,100	7,655,000	61,100		豪雨により工事の施工に不測の日数を要したため
		4年発生 林道災害 復旧費	425,663,000	274,514,000	151,149,000		151,149,000	151,149,000			豪雨により工事の施工に不測の日数を要したため
合		計	14,710,646,654	9,726,000,192	4,984,646,462		4,984,646,462	271,636,417	4,248,216,528	464,793,517	

報告第7号

令和5年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和5年度石川県公営競馬特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和6年5月28日提出

石川県知事 馳 浩

令和5年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の収入源			一般会計 から繰入	
					既 特定 収入 財源	財源			内 財源 記
						未 国 支出 金	入 地 方 債		
1 公営競馬費			183,877,000	155,063,100	155,063,100				
		1 公営競馬費	183,877,000	155,063,100	155,063,100				
		施設整備費	183,877,000	155,063,100	155,063,100				
合		計	183,877,000	155,063,100	155,063,100				



報告第8号

令和5年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和5年度石川県港湾整備特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和6年5月28日提出

石川県知事 馳 浩

令和5年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 定 財 源	左 の 財 源			一般会計 から繰入	
						国 支 出 金	地 方 債	特 定 財 源		其 他
1 港 湾 整 備 費			110,000,000	85,000,000		85,000,000				
	2 整 備 費		110,000,000	85,000,000		85,000,000				
2 港 湾 災 害 復 旧 費			3,236,000,000	3,233,000,000		843,000,000			830,000,000	
	1 港 湾 災 害 復 旧 費	県 単 港 湾 災 害 復 旧 費	3,236,000,000	3,233,000,000		843,000,000			830,000,000	
			16,000,000	13,000,000		13,000,000				

報告第八号 令和五年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年 繰越額	既 特 定 財 源	左の財源の内訳			一般会計 から繰入
						未 収 入 金	特 定 財 源	其 他	
		令和6年度能登半島 地震災害復旧費	320,000,000	320,000,000			320,000,000		
		令和6年度能登半島 地震港湾災害復旧費	2,900,000,000	2,900,000,000			510,000,000		830,000,000
合		計	3,346,000,000	3,318,000,000			928,000,000		830,000,000

報告第9号

令和5年度石川県立中央病院事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度石川県立中央病院事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和6年5月28日提出

石川県知事 馳 浩

令和5年度石川県立中央病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						他会社負担金	損留保	定資金			
1 資本的支出	1 病院建設改良費		4,620,343,000	4,590,412,987	20,000,000	20,000,000			9,930,013		
		資産購入費	2,280,864,000	2,250,934,871	20,000,000	20,000,000			9,929,129		
			2,280,864,000	2,250,934,871	20,000,000	20,000,000			9,929,129		機器仕様の調整に不測の日数を要したため





報告第10号

令和5年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度石川県流域下水道事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和6年5月28日提出

石川県知事 馳 浩

令和5年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額 円	支払義務 発生額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源の内			損留 円	記 定 資 金 円	不 用 額 円	翌年度繰越額に 係る繰越を要す たる繰越額 円	説 明
						国 支 出 金 円	企 業 債 円	そ の 他 円					
1 資本的 支出			1,467,782,000	691,329,994	773,024,956	460,710,155	157,000,000	155,314,801			3,427,050		
	1 建設 改良費	流域下水道 建設事業費	951,632,000	175,180,451	773,024,956	460,710,155	157,000,000	155,314,801			3,426,593		
			947,132,000	170,753,721	773,024,956	460,710,155	157,000,000	155,314,801			3,353,323		設計に係る現地 調査に不測の日 数を要したため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額 円	支払義務 発生額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源の内			損留 円	記 定 資 金 円	不 用 額 円	翌年度繰越額に 係る繰越を要す たな即償度額 円	説 明
						国 支 出 金 円	企 業 債 円	そ の 他 円					
1	流域下 水道事 業費用		3,496,584,000	3,379,642,544	29,084,000				29,084,000		87,857,456		
		1	管渠 ポンプ 場及び 処理場 費用	3,364,736,000	3,252,641,312	29,084,000				29,084,000		83,010,688	
			1,479,772,000	1,372,371,394	29,084,000				29,084,000		78,316,606		機器に想定外の 損傷が確認され、 修繕に時間を要 したため

報告第11号

令和5年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度石川県水道用水供給事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和6年5月28日提出

石川県知事 馳 浩

令和5年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越るた購入限度額	説明
						国支出金	企業債	損留保				
1	建設改良費	送水施設建設改良事業費	7,646,356,000	3,839,907,456	3,805,000,000	526,666,000	3,278,000,000	334,000	334,000	1,448,544		
		水道施設災害復旧費	5,024,408,000	1,217,959,674	3,805,000,000	526,666,000	3,278,000,000	334,000	334,000	1,448,326		
			4,040,000,000	1,025,000,000	3,015,000,000		3,015,000,000					関係機関との調整に不測の日数を要したため
			790,000,000		790,000,000	526,666,000	263,000,000	334,000	334,000			令和6年度半島地震により事業計画の変更を要したため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額 円	支払義務 発生額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内			翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたなな購入 限度額 円	明 説
						国支出金 円	企業債 円	損留保 勘定資 金 円		
1	水道用水供給事業費 1 営業用		5,612,304,000	5,465,879,666	87,270,000			87,270,000	59,154,334	
		原水費、浄水費及び送水費	5,568,189,000	5,422,039,706	87,270,000			87,270,000	58,879,294	
			5,336,634,000	5,197,384,083	87,270,000			87,270,000	51,979,917	令和6年度能登半島地震により事業計画の変更を要したため